

介護老人保健施設あおみ通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の趣旨)

第1条 愛知県厚生農業協同組合連合会が開設する介護老人保健施設あおみ（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び、その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供をうけることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設あおみ
- (2) 所在地 愛知県安城市安城町東広畔28番地
- (3) 電話番号 (0566) 75-8460 FAX (0566) 75-8304

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必要職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人
- (2) 医師 1人以上

- | | |
|-----------------|------------|
| (3) 看護師 | 1人以上(常勤換算) |
| (4) 介護職員 | 6人以上(常勤換算) |
| (5) 支援相談員 | 1人 |
| (6) 管理栄養士 | 1人 |
| (7) 理学療法士・作業療法士 | 1人以上(常勤換算) |

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為、口腔機能改善への指導を行うほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村、介護支援事業者との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う
- (6) 管理栄養士は低栄養状態にある又はおそれのある利用者に対し、低栄養状態の改善等を目的として個別に栄養食事相談等の栄養管理を実施し利用者の心身の状態の維持、向上に努める
- (7) 理学療法士・作業療法士は、入所サービス利用者及び短期入所療養介護利用者のリハビリテーションプログラムを作成するとともに、通所リハビリテーション利用者に対し、利用者の自宅に赴き、通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導するとともに、レクリエーション等の計画を行う

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 月曜日から土曜日の営業とする。但し年末年始については12月30日から1月3日を休業とする
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時までを営業時間とする
- (3) サービス提供時間は午前9時50分から午後4時00分とする

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 60名

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士等、リハビリスタッ

フによって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者の負担額)

第10条 利用者の負担額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを定める
- (2) 食費は、昼食（おやつ代含む）670円を徴収する。但し、介護保険負担限度額認定を受けている方の場合はその認定証に記載された金額を徴収する。
- (3) おむつ代は、次の額を徴収する
パンツ型オムツM 69円 パンツ型オムツL～LL 75円
紙パンツ用パッド 19円
テープ止めタイプオムツM 68円 テープ止めタイプオムツL 78円

前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、安城市とする。

(虐待の防止等)

第12条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する
- (3) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施する
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

(施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を重要事項説明書の通りとする。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる（事業所管理者とは別に定めることも可）

- (2) 火元責任者には、事業者職員を充てる。(名前を列記しても可)
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ②利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる

(職員の服務規律)

第15条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること

(職員の質の確保)

第16条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第17条 職員の就業に関する事項は、別に定める愛知県厚生農業協同組合連合会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第18条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第19条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第 20 条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

3 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本規程に定めない運営に関する事項については、愛知県厚生農業協同組合連合会の代表理事理事長が定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より改正する。

平成 14 年 5 月 20 日制定	平成 16 年 1 月 1 日改正	平成 17 年 6 月 1 日改正
平成 14 年 7 月 1 日改正	平成 16 年 4 月 1 日改正	平成 17 年 10 月 1 日改正
平成 14 年 10 月 1 日改正	平成 16 年 5 月 1 日改正	平成 17 年 11 月 1 日改正
平成 14 年 11 月 1 日改正	平成 16 年 6 月 1 日改正	平成 18 年 6 月 1 日改正
平成 15 年 1 月 1 日改正	平成 16 年 7 月 1 日改正	平成 19 年 4 月 1 日改正
平成 15 年 4 月 1 日改正	平成 16 年 8 月 1 日改正	平成 19 年 6 月 1 日改正
平成 15 年 6 月 1 日改正	平成 16 年 9 月 1 日改正	平成 21 年 6 月 1 日改正
平成 15 年 7 月 1 日改正	平成 17 年 2 月 1 日改正	平成 22 年 6 月 1 日改正
平成 15 年 10 月 1 日改正	平成 17 年 3 月 1 日改正	平成 23 年 6 月 1 日改正
平成 15 年 11 月 1 日改正	平成 17 年 4 月 1 日改正	平成 24 年 4 月 1 日改正
平成 24 年 6 月 1 日改正	平成 25 年 6 月 1 日改正	平成 26 年 4 月 1 日改正
平成 26 年 6 月 1 日改正	平成 27 年 6 月 1 日改正	平成 27 年 11 月 1 日改正
平成 28 年 6 月 1 日改正	平成 30 年 6 月 1 日改正	令和元年 6 月 1 日改正
令和元年 10 月 1 日改正	令和 2 年 4 月 1 日改正	令和 2 年 6 月 1 日改正
令和 3 年 6 月 1 日改正	令和 5 年 6 月 1 日改正	令和 6 年 4 月 1 日改正